

障害福祉サービス等事業所実施法人 御中

福井県健康福祉部障がい福祉課
自立支援グループ

年度末年度始めの基本報酬および加算の届出に係る取扱いについて

このことについて、通常、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬および加算については、加算を算定する月の前月15日までに届出が必要ですが、前年度等実績に基づいて算定が必要となる別紙の届出に限り、令和5年4月1日から加算等の体制の整備が適切になされている場合であって、かつ、令和5年4月15日までに届出がされた場合には、令和5年4月1日に遡って加算等を算定する取扱いをしますのでお知らせします。

記

1. 基本報酬に係る届出について **※該当のサービスは変更がない場合も届出必須**

該当する以下のサービスの指定を受けている全事業所におかれましては、令和5年度の基本報酬の算定に必要なため、必ず届出を行ってください。

なお、必要書類については[障がい福祉サービス等報酬の加算体制届出について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)をご参照ください。

- ・ 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に係る届出
- ・ 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に係る届出
- ・ 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に係る届出
- ・ 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に係る届出
- ・ 地域移行支援サービス費（I）

2. 加算の変更届について **※変更有の場合のみ届出、変更無の場合は届出しないこと**

前年度等実績に基づく加算等を算定している場合には、年度当初に算定要件を満たしているか自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、加算区分等に変更がなければ届け出はしないでください。また、点検の際に作成した書類については、各法人等において保管してください。

なお、必要書類については[障がい福祉サービス等報酬の加算体制届出について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)をご参照ください。

(対象加算) 移行準備支援体制加算・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・重度者支援体制加算・就労移行支援体制加算・就労定着実績体制加算・人員配置体制加算・地域移行支援体制強化加算・目標工賃達成指導員配置加算・夜間看護体制加算・夜勤職員配置体制加算・夜間支援等体制加算・就労支援関係研修修了加算 **※別紙参照**

3. 届出期限について ※届出日はメール受信日時で判断します。

(1) 前年度等実績に基づいて算定が必要となる別紙の届出 ※別紙に記載のものに限る
令和5年4月15日までの届出で令和5年4月1日(または5月1日)から算定が可能
令和5年4月16日から5月15日までの届出で **6月1日からの算定**となります。

(2) 別紙以外の届出

令和5年3月15日までの提出で令和5年4月1日から算定が可能

令和5年4月15日までの提出で令和5年5月1日から算定が可能

4. 届出方法

原則、電子メール

5. 提出先

メール：syogai-2@pref.fukui.lg.jp

福井県健康福祉部障がい福祉課 自立支援グループ 宛て

6. その他

例年3月4月は多数のお問合せをいただいています。質問内容を正確に把握し漏れなく回答するため、加算等の届出に係るご質問については、下記FormURLもしくはメールにて期限に余裕をもってお問い合わせください。制度改正直後は、新たな制度を運用する中で解釈が難しい疑義が生じるため、回答までに時間を要する場合があります。

なお、お問い合わせの際には、事前に、厚生労働省発出の関係告示や留意事項通知、Q & A等を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

*FormsのURL：<https://forms.office.com/r/J4Li0K3eYu>

*メールで問合せする際は、①法人名②事業所名③事業所の所在地④サービス種別⑤担当者氏名⑥電話番号⑦メールアドレス⑧参照した条文や通知等の該当箇所を記載の上、質問内容を送付してください。

障害福祉サービス（届出、報酬、加算）等に係る質問票



担当：自立支援グループ

TEL：0776-20-0339

メール：syogai-2@pref.fukui.lg.jp

※問い合わせはフォームまたはメールを推奨しています